提 供 日　2026/11/9
タイトル　不適切盛土の根絶を目指し広報活動を強化
　　しています（農業祭での広報活動の実施）
担　　当　くらし・環境部環境局盛土対策課
連 絡 先　盛土対策班
　　TEL　054－221－2264

Well-Being
幸福度日本一の静岡県

不適切盛土の根絶を目指し、広報活動を強化しています
～ＪＡふじ伊豆農業祭等にふじっぴー・ちゃっぴーが登場～

農地等の所有者の意図に沿わず、不適切に盛土を造成されてしまう事案が発生しています。

県では、こうした事案の発生を防ぐため、広報活動を強化しており、次のとおり多くの地域住民の皆様が来場するＪＡふじ伊豆農業祭等で啓発を行います。

１　概要

各会場で、啓発品等を配布します。

県のマスコットキャラクターの「ふじっぴー」と「ちゃっぴー」も同行します。

イベント名	配布日時	会場
第 54 回 富士宮市農業祭	11 月 14 日（土） 9:00～11:00	ＪＡふじ伊豆 富士宮地区本部 （富士宮市外神東町 117）
令和８年度 ＪＡふじ伊豆富士地区農協祭	11 月 15 日（日） 9:00～11:00	ＪＡふじ伊豆 大渕支店 （富士市大渕 2892-5）
第５回 ＪＡふじ伊豆三島函南地区農業祭	11 月 29 日（日） 9:00～11:00	三島市長伏公園 （三島市長伏 274-3）
第 57 回 沼津農林まつり	12 月 13 日（日） 9:30～11:30	キラメッセぬまづ （沼津市大手町 1-1-4）

２　目的

県では不適切盛土の根絶を目指し、農地・山林等の所有者に向けてチラシ等により啓発を行っていますが、被害に遭う土地所有者が後を絶たないため、広報活動強化の一環として、県内の不適切盛土が集中する東部地域で、土地所有者等に直接啓発を行うものです。

参加者募集告知　・　催事等の当日取材　・　実施事業等の紹介　・　調査結果等の公表

＼令和8年は／
静岡県誕生150周年！
Well-Being 静岡県 SHIZUOKA PREFECTURE

あなたの土地が、知らないうちに違法盛土に！



違法盛土は土地所有者にも責任があります

法律により土地所有者が盛土等を安全に維持する責任が明確化されています。

こんなケースにご注意を！

悪質業者は甘い言葉をかけてきます

業者から盛土を提案され、契約書の取り交わし等を行わないまま承諾・依頼した結果、
違法な盛土が造成され、土地所有者も責任を問われる事例が発生しています。

静岡県 くらし・環境部 環境局 盛土対策課　☎ 054-221-2264

Well-Being
幸福度日本一の静岡県

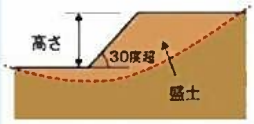
静岡県内で盛土等を施工するには許可が必要です

規制の対象となる盛土等の規模

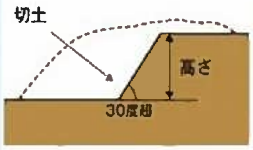
静岡市・浜松市で盛土等を行う場合は、
各市に確認してください。

＜宅地造成・特定盛土等＞　宅地を造成するための盛土・切土・残土処分場における盛土・切土　等

1. 盛土で高さが1m超の崖を生ずるもの



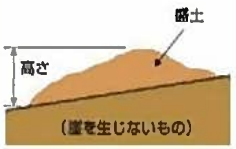
2. 切土で高さが2m超の崖を生ずるもの



3. 盛土と切土を同時に行い、高さ2m超の崖を生ずるもの(①②を除く)



4. 盛土で高さが2m超となるもの(①③を除く)



5. 盛土又は切土をする土地の面積が500㎡超となるもの(①②③④を除く)



＜土石の堆積＞　土石のストックヤードにおける仮置き　等

6. 最大時に堆積する高さが2m超となるもの(許可等の対象は、面積が300㎡超のもの)



7. 最大時に堆積する面積が500㎡超となるもの(⑥を除く)

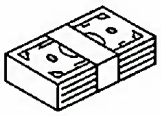


「崖」とは・・・
地表面が水平面に対してなす角度が30度を超えるものを指します。

⚠ 違法な盛土は罰則の対象です



3年以下の拘禁刑



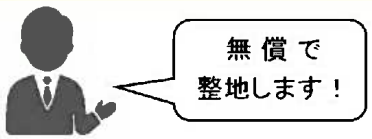
1,000万円以下の罰金



法人は3億円以下の罰金

違反行為をした者に対し、盛土規制法の罰則が適用されます。

⚠ 土地所有者の方、業者からのこんな提案にご注意を！



「無償で整地します」などの甘い言葉で承諾を得て、
違法な盛土が行われる事例が発生しています。

土地所有者ができる対策

1 安易に信じない



好条件を提示されても、
安易に承諾せず、慎重に判断する。

2 書面等の取り交わし



契約書や図面等を事前に取り交わし、完成形や責任の所在を明確にする。

3 許可の要否の確認



許可証の有無を
必ず書面で確認する。

【 不適正な盛土の通報窓口システム「盛り土110番」】
●電話 ： 054-252-9000
●インターネット送信フォーム ： 右のQRコードから

【発行元】
静岡県 くらし・環境部
環境局 盛土対策課